

実業学校における実習指導教員等の制度とその歴史

— 工業学校の場合 —

佐々木 享

内容目次

本報告の課題とその限定

一 実習指導を担当した教員や雇用員の制度上の位置づけ

I. 有資格の教員と無資格の教職員

- (1) 無資格の教員配置の公認
- (2) 無資格の教職員の存在状況

II. 実習指導を担当していたと推測される教職員の事例

- (1) 山形県立工業学校の場合
- (2) 徳島県立工業学校の場合
- (3) 福井県立工業学校の場合
- (4) 栃木県立足利工業学校の場合
- (5) 福岡県立小倉工業学校の場合
- (6) 宮城県立工業学校の場合
- (6) 岩手県立工業学校の場合

二、無資格者の実業学校教員資格取得への道——「実習指導教員等」の位置づけを中心に

- (1) 「実業学校教員検定ニ関スル規程」の制定
- (2) 実業学校教員検定の検定の実施科目——とくに実習科目について
- (3) 実業学校教員検定の無試験検定許可学校等の拡充
- (4) 無試験検定の実態
- (5) 1943年改革にともなう実習指導教員の位置づけの変化

① 実習に関する教員の配置

② 1943年改革による実習科目の無試験検定の位置づけの変化

三 新学制の高等学校における実習助手への転換

- (1) 新学制の教育職員免許法体制への転換
- (2) 実業学校教員資格における階層性の継承と断絶

小括

本報告の課題とその限定

実業学校の教育において実習指導が重要な位置を占めていることについては多言を要しない。しかし実業学校については、その教員の資格や養成に関する研究が遅れているうえ、実習指導を担当する教職員の養成や資格に関する先行研究はほとんど皆無に等しい。

旧学制の下では教員の資格制度が小学校、中等学校（ここでは師範学校、中学校、高等女学校）、実業学校、高等学校など学校種別ごとに設定されており、旧学制下の実業学校の教員の資格制度及び教員免許状制度のあらまは別に報告したので〔注〕、本報告では、実業学校において実習指導を担当したきた教職員の存在状況などについて、考察の対象を工業学校に限定して報告する。

〔注〕拙稿「実業学校教員の資格・免許状制度の歴史の概要――中等教員検定との関連で」『日本教育史往来』第146号、2003年10月31日、2～4頁。

一 実習指導を担当した教員や雇用員の制度上の位置づけ

1. 有資格の教員と無資格の教職員

(1) 無資格の教員配置の公認

実業学校には、その後身である現在の高等学校職業科の場合と同様に、様々な教職員が配置されていた。ところで、『文部省年報』などの公式統計は、実業学校の教員のものについて、教諭、助教諭と称されていた「有資格者」の数と「無資格者」の数を掲げていた。すなわち1907（明治40）年9月21日に制定された文部省令第28号「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」は、下記のように、「無資格」教員を配置することを容認していた。

第四条 特別ノ必要アルトキハ公立実業学校ニ在テハ地方長官、私立実業学校ニ在テハ設立者ニ於テ第一条又ハ第二条ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立実業学校ニ在テハ教諭、助教諭、訓導又ハ准訓導ト称スルコトヲ得ス

〔参照。第一条は下記の通り。〕

第一条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ実業学校ノ教員タルコトヲ得

- 一 学位ヲ有スル者
- 二 帝国大学分科大学卒業又ハ官立学校卒業ニシテ学士ト称スルコトヲ得ル者
- 三 文部大臣ノ指定シタル者
- 四 文部大臣ノ認可シタル者

第五条 徒弟学校及実業補習学校以外ノ実業学校ニ於テ第一条ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及徒弟学校ニ於テ第一条ノ資格ヲ有セサル教員ノ数之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立実業学校ニ在リテハ地方長官、私立実業学校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ当該学校現在教員ノ氏名、履歴、資格、従事ノ学科、担任ノ学科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ
実業補習学校ニ於テ前条第一項ニ依リ採用スル教員数ノ制限ニ関シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ

〔以下略〕

換言すれば、実業学校は無資格教員の存在を最初から予定していたともいえる。これは、旧学制の特徴の一つといえるかも知れない。

この「有資格者」が大学卒、実業専門学校卒などの学歴を有する者、検定により教員免許状を取得した者などであったことやその資格・免許状取得の道については、別の報告で略述したので、本報告では、実業学校で働いていた「無資格者」の教職員の存在状況の一

端を解明することを一つの課題とする。

(2) 無資格の教職員の存在状況

実業学校ことに工業学校において実習を指導していたのは、大学卒、実業専門学校卒、検定により資格・教員免許状を取得した通常の教諭、助教諭ではなかった。すなわち、かれら以外に、早くから無資格の教員のほか、「助手」「模範職工」「工手」などの名称で配置されていた要員が、実習指導を担当あるいは補助していたと考えられる。（「助教諭」は有資格者であったと思われるが、その資格あるいは免許状の内実は不明である。）しかしこれらの要員には雇用員*身分の者が多く、彼らについての存在については、工業学校の学校沿革史や同窓会名簿の職員録などには記載されていない場合が多い。そこで以下においては、まず若干の工業学校の事例でこの間の事情を確認する。

*戦後の今日の感覚からすれば「職員」と記すべきところである。しかし、戦前の官公吏の身分差別は厳しく、任官した官吏以外は、雇員、傭人などとされていた。公立の実業学校を含む中等程度の諸学校の教職員もこれに準じていた。すなわち、公立学校においては、校長、教諭、助教諭、書記などのみが正規の官吏（職員）として扱われ、その官等、俸給等は明治 36 年 3 月 28 日勅令第 66 号「公立学校職員俸給令」などで規定されていた。官吏とは厳密に区分されていたそれ以外の雇員、傭人、いわば官僚制のらち外にあった者についての位置付けや給与に関する研究は遅れている。「助手」「模範職工」「工手」など官僚体系外の職員の身分が国鉄などという雇員、傭人のどれに当たるのかは今後の研究をまたなくてはならない。本報告の主題にかかわるので注意を喚起しておく。

II. 実習指導を担当していたと推測される教職員の事例

(1) 山形県立工業学校の場合

筆者の手元にある『山形県立工業学校一覧 明治 42 年 5 月』を見ると、「現在職員」として掲げられているのは、校長 1（奏任待遇）、教諭 12（うち奏任待遇 3）、助教諭 4、書記 3、書記心得 1、教授嘱託 1、校医 1、助手 3 である。その「受持学科」の欄によると、教諭あるいは助教諭は通常の実業科目のほかに各種の実習も担当しているが、3 名の助手の「受持学科」は「機織実習」あるいは「機械実習」のみである。これら教諭・助教諭・助手の「資格」の欄には学歴等が掲げられ、教諭・助教諭は工業教員養成所卒 6、各地の高等工業（工芸）学校卒 4、物理科・化学科教員免許状所有者 1、手工科教員免許状所有者 1、兵式体操教員免許状所有者 1、「色染実習教員認可」1、「機織実習教員認可」1、空欄 1 である。助手はすべて山形県立工業学校つまり母校の卒業者である。

〔注〕明治 43 年 10 月 1 日現在調査の文部省実業学務局『全国実業学校ニ関スル諸調査 明治 44 年 3 月』によれば、山形県立工業学校の有資格教員は 16 名、無資格教員は 1 名であった。「教授嘱託」の 1 名のみを無資格教員と数えていたのかも知れない。

ここには、実業学校教員の資格制度が如実に表れている。すなわち工業教員養成所卒、高等工業（工芸）学校卒は実業学校教員の認可を受けた者、物理科・化学科教員免許状所有者、手工科教員免許状所有者及び兵式体操教員免許状所有者は試験検定でいわゆる中等教員免許状を取得した者である。この他に「色染実習教員認可」「機織実習教員認可」が

各1名いる。実習科目に限って実業学校教員として認可を得た者たちであろう。

しかし、職員編制上の「助手」の資格などの位置づけは不明確である。

ところがこの『学校一覧』には、「現在職員」とされたこれら教諭・助教諭・助手とは別に、「現在師範職工」なる欄に11名の氏名が掲げられている。この11名については「資格」の欄がなく、「担当業務」欄には機械科鑄工、機械科仕上、機械科鍛工、機械科木型、建築科指物、建築科建築、色染科捺染、色染科色染、機織科機織などと記載されている。

『学校一覧』の記述によると、同校は実習指導を非常に重視しており、教諭・助教諭の他に助手、さらに師範職工なる者が配置されてその実習指導に当たっていたことがわかる。

(2) 徳島県立工業学校の場合

また報告者の手元にある『徳島県立工業学校一覧 大正11年』（1922年11月）の「現職員」の欄には、校長1名、教諭15名、助教諭1名、書記3名、嘱託講師5名、校医1名、工手7名の受持学科・分掌事務・就職年月・職名・氏名・族籍が掲げられている。「工手」には受持学科の記載はなく、分掌事務として、「機関部」、「建築実習」（2名）、「家具実習」、「機織実習」（2名）、「染色実習」が掲げられている。「機関部」担当の工手はボイラーマンであろう。それ以外の6名の工手の分掌事務はいずれも「～実習」とされている。

[注] ちなみに、文部省実業学務局『全国実業学校ニ関スル諸調査 大正12年10月1日現在』によれば、徳島県立工業学校の有資格教員は18名、無資格教員は2名であった。この無資格教員の内容は不明である。

この「現職員」の欄には学歴の記載はないが、当時の他の工業学校の例から高等工業学校卒が主体であったと推測される。教諭の受持学科欄には、たとえば「分析、色染、化学、実習」などあり、教諭は学科とともに実習をも担当していたことが分かる。しかし実習科目については機器の保守整備も求められるから、それらすべてを教諭だけで行っていたのではなく、工手たちも保守整備と実習指導も担当していたものと考えられる。

この『学校一覧』の創立以来の「旧職員」欄に記載されているのは、校長、教諭、助教諭、書記のみで、工手の職名はない。工手は職員と見なされていなかったから記録に残されなかったと推測される。ちなみにこの学校の校友会規則は「特別会員」を「本校職員及工手」として職員と工手を区別していた。なおこの『学校一覧』に「助手」は見えない。

(3) 福井県立工業学校の場合

次いで『福井県立工業学校一覧 大正6年8月』を調べてみる。

この学校の「現在職員」は、学校長兼教諭1、教諭6、助教諭2、書記3、教諭心得1、助教諭心得1、助手1、教授嘱託3、学校医嘱託1である。担当教科、出身学校、資格などの欄はない。

[注] ちなみに、大正5年10月1日現在で調査した文部省実業学務局『全国実業学校ニ関スル諸調査 大正6年3月』によれば、福井県立工業学校の有資格教員は予科7名、本科7名、無資格教員9名であった（大正6年の調査は知られていない）。『学校一覧』の記述との違いの意味は不明である。

ところでこの『学校一覧』によると、同校の大正5年度の経常費の中のいわゆる人件費関係は次の通りであった。

表1 福井県立工業学校の職員等の予算（大正5年度）

科目	予算	決算
----	----	----

俸給	6388 円 (予定人員)	5733 円
校長給	1300 円 (1)	1442 円
教員給	4608 円 (8)	3829 円
舎監加俸	48 円 (1)	33 円
書記給	432 円 (2)	429 円
雑給	1473 円	1677 円
奏任旅費	127 円	173 円
判任旅費	114 円	133 円
各郡講習旅費	25 円	7 円
学校医手当	14 円 (1)	24 円
夜間講習手当	60 円	60 円
助手給	480 円 (2)	426 円
小使給	197 円 (2)	202 円
職工給	292 円 (2)	236 円
臨時雇夫賃	32 円	76 円
恵余	122 円	340 円

出典)『福井県立工業学校一覧 大正6年8月』による。

ここでは、俸給として扱われるのは校長給、教員給、舎監加俸、書記給のみであり、助手給、小使給、職工給、臨時雇夫賃などは「雑給」として扱われていることが注目される。助手のみは職員名簿にも教諭などと並んで記載されているが、小使、職工は名簿には記載されていない。小使が記載されていないのは、上記の学校も同じであった。

担当教科、出身学校、資格などの欄がないので助手の位置づけは不明であるが、実習指導（あるいはその補助）などを担当していたと推測される。職工はもちろん助手も給与面では職員とは扱われていなかった。これは旧学制の下でのいわゆる身分制の反映であることに注目しておきたい。

(4) 栃木県立足利工業学校の場合

1885（明治18）年に創立された足利織物講習所を前身として1895（明治28）年に栃木県工業学校と改組された古い歴史をもつ栃木県立足利工業学校の『足利工高百年史』（1995年）には、珍しく、いわゆる職員のほかに多数の雇用員を雇い入れていた記事が見られる。

その「創立以来の教職員」の欄には、現在（昭和24年3月末）までの286名の職名、氏名、本籍、勤続年数、就任及び退職年月、出身校が掲げられている。

その「創立以来の教職員」のうち、やや煩瑣になるが職名に「機械実」などのように「実習」を担当していたと思われる33名全員の「出身校」の欄に記載された職名などを表2に掲げる。（番号は引用者が付けたもの）

表2 栃木県立足利工業学校の実習指導担当教員（明治29～昭和23年）

	職名	就職年月	退職年月	出身校
1	助教諭 染実	M29.4	M30.3	石川工業学校 染織科
2	助教諭 織実	M29.4	M34.9	京都府 織殿
3	助教諭 染実	M30.8	M31.4	石川工業学校 染織科
4	教諭 織実	M32.2	S 13.9	免許

5	助教諭	染実	M33.5	T 2.1	足利工業学校 染織科
6	助教諭	織実	M34.10	M38.2	京都府 織殿
7	助教諭	織実	M37.11	M40.11	足利工業学校 染織科
8	助教諭	織実	M41.2	M45.4	足利工業学校 染織科
9	講師	染実	M42.4	M43.10	東京工高 色染分科
10	助教諭	織実	M43.4	M45.3	足利工業学校 染織科
11	助教諭	織実	M45.7	T 6.10	東京高工 機織選科
12	教諭	染実	T 2.3	T 6.6	東京高工 色染選科
13	助教諭	染実	T 6.6	T 8.11	東京工高 色染選科
14	教諭	織実	T 6.12	T11.3	足利工業学校 染織科
15	助教諭	染実	T 9.3	T14.3	足利工業学校 染織科
16	助教諭	機実	T 9.8	T12.4	空欄
17	教諭	鑄造実	T 10.1	S17.6	免許
18	教諭	木型実	T 10.1	S14.10	免許
19	教諭	機実	T 10.3	S14.2	免許
20	教諭	織実	T 11.3	S 6.3	桐生高工 紡織科選科
21	助教諭	機実	T 13.4	T13.4	足利工業学校 機械科
22	教諭	織実	S 6.4	S 9.4	京都高工芸 機織科
23	講師	木型実	S 7.9 ~ 12.5、15.10 ~ 現在		免許
24	講師	機実	S 13.3	S21.8	工業実習教員養成所
25	講師	織実	S 13.8	S19.1	京都市立工業学校 機織科
26	講師	機実	S 14.3	S15.3	工業実習教員養成所
27	講師	機実	S 16.3	S17.4	工業実習教員養成所
28	講師	機実	S 16.4	~現在	工業実習教員養成所
29	講師	機実	S 17.3	S20.12	工業実習教員養成所
30	講師	機実	S 17.4	S17.12	足利工業学校 機械科
31	教諭	機実	S 18.1	S21.8	工業実習教員養成所
32	講師	工化実	S 18.3	S20.2	京都市立工業学校
33	教諭	鑄造実	S 19.3	~現在	免許

出典) 栃木県立足利工業高等学校『足利工高百年史』(1995年)による。

33名の内訳を職名で見ると、教諭10、助教諭13、講師10である。

教諭10の出身校別内訳は、免許5が最多で、それ以外は東京高工・色染選科1、足利工業学校・染織科1、桐生高工・紡織科選科1、京都高工芸 機織科1、工業実習教員養成所1である。免許とは、後述の実業学校教員検定の無試験検定により実習科目の教員免許状を取得した者と思われる。工業実習教員養成所卒業者5名中4名は講師なのに1名のみ教諭となっていることがやや不思議である。

助教諭13の出身校別内訳は、石川工業学校卒2、足利工業学校すなわち母校卒6、京都府 織殿2、東京高工選科2、空欄1である。

講師10の出身校別内訳は、東京工高 色染分科1、免許1、京都市立工業学校2、工業実習教員養成所卒5、足利工業学校すなわち母校卒1である。この学校では「助手」の名

称の者は配置されなかったようである。なお出身学校別にみると、足利工業学校すなわち母校卒業生計7の職名別の内訳は、教諭1、助教諭6である。

[注]ところで、大正5年10月1日現在で調査した文部省実業学務局『全国実業学校ニ関スル諸調査 大正6年3月』によれば、栃木県立工業学校の有資格教員は本科14名(予科の欄なし)で、無資格教員空欄となっていた。

『足利工高百年史』(『中等学校時代の足工五十年史』の場合も同じ)には、上記の「創立以来の教職員」とは別に「創立以来の雇用員」の欄があり、ここには、①工手(師範職工)39名、②色染科雇用員(工手をのぞく、以下同じ)5名、③色染科火夫5名、④紡織科雇用員70名、⑤機械科雇用員26名、⑥寄宿舎炊夫8名、⑦使丁25名、⑧給仕16名の氏名が記載されている。このうち②の「色染科雇用員(工手をのぞく)」以下の者については、「在職年月」「就任年月」「転退職年月」が記載されているだけである。

[注]ちなみに、文部省実業学務局『全国実業学校ニ関スル諸調査』では、雇用員は全く記載されていないと推測される。

しかし「工手(師範職工)」39名については、姓名の他に「機織」あるいは「機械科木型」などの「部職」「原籍」「勤続年数」「就任年月」「転退職年月」「備考」が掲げられている。19名の「備考」欄には出身学校等が、それ以外の18名については住所が記載され、2名の備考欄は空欄となっている。「部職」とは所属の部とそこでの職名と推測される。「備考」欄に掲げられた出身学校で最も多いのは足工つまり母校の染織科6名、工業化学科3名、機械科2名、それに次ぐのは工業実習教員養成所5名のほか、築地工手学校、機械工養成所、実業教員養成所講習会各1名である。住所のみの者は、企業等の現場経験者と推測される。これらの人たちは、「師範職工」の呼称に示唆されるように、実習指導に参画していたと推測される。母校出身者が多いことなどは、戦後の実習助手を想起させる。

こうして足利工業学校の場合には、教諭、助教諭、講師の他に「師範職工」と呼ばれる人たちが実習指導に当たっていたと考えられる。

(5) 福岡県立小倉工業学校の場合

福岡県立小倉工業高等学校の『創立七十年史』(1968年)の巻末の「旧職員一覧」には、珍しく創立以来のかなり多様な職員の職名、所属、就任及び退任年月が記載されている。それでも使丁(いわゆる小使)などは見えないので、教職員の全部ではないかも知れない。

担当学科目が記載されていないので、「所属欄」に「機械」とある者が機械関係担当の教職員、「普通」とあるのが普通科目担当の教職員と推定される。

ところでこの「旧職員一覧」では、教育に携わっていた者の職名として「教諭」のほかに「教諭心得」「教師」「助手」と記された者がかなりある。「教師」の所属は機械あるいは電気である。「助手」の所属は、大正4年の退任者まではたいてい「機械」であったが、これ以後の退任者の所属は空欄になっている場合が多い。また、昭和16年以降に就任した者の中には「実習講師」なる職名の者があり、その所属はたいてい「機械」である。

昭和24年2月以降に就任した者から「実習助手」の職名が現れる。これは新学制による高等学校設置基準等にみられる職名である。新学制に以後には、「教師」「実習講師」「助手」なる職名は見えない。

先に述べたように担当学科目を明示しているわけではないから推測の域を出ないが、旧学制期のこれら「教師」「実習講師」「助手」なる職名の者は、実習指導を担当していた

要員だったのではなかろうか。なおこの学校の場合には「工手」の職名は見えない。

(6) 宮城県立工業学校の場合

宮城県立工業学校を前身とする宮城県立仙台工業高等学校の学校史『仙台工業高校百年史・仙台第二工業高校八十年史』（1996年）の巻末には、「創立から現在までの教職員一覧（着任順）」の欄があり、そこには、各人の着任年月日、転退職年月日、担当、職、氏名が掲げられている。ただし昭和初年までに着任した者については「担当」はほとんどが空欄になっている。学歴、取得している資格などの欄はない。

本報告で問題とする「職」を昭和23（1948）の新学制発足直前までに着任した者について見ると、通常の資格ある教員とみなされる「校長」「教諭」「助教諭」「書記」「校医」以外に、教員、助手、講師、訓導、嘱託、使丁、雇、代用教員、歯切操業〔1名のみ〕などの名称が並んでいる。

まず昭和初年までに着任した教員、助手、講師について着目してみると、「助手」がかなりの数にのぼっている印象があるが、それは助手の任期（着任から転退職までの期間）が1～2年と短いためと推測される。前述のように、「担当」はほとんどが空欄になっているので、「助手」の役割を推し量る材料はない。

1929年頃から着任した者については、全部ではないが各人の「担当」欄が記入されている。「教員」「助手」の担当には「機械木型」「実習」「実習機械」「機械鍛造」「機械仕上」「土木」「建築」「木工」「図画」などが並んでいる。空欄の者もあるなど記述は不統一であるが、これらの多様な「職」の者は実習指導を担当していたように推測される。

昭和23（1948）の新学制発足後に着任した者には、教員などの位置づけの曖昧な「職」は見られない。しかし旧学制の時期と同じく「助手」の名称は見える（しかし「実習助手」の職名は見えない）。このことから、旧学制期の「助手」なる職名は元来は違った名称だったのに遡って「助手」の名称を与えた可能性も否定できない。

(6) 岩手県立工業学校の場合

岩手県立工業学校を前身とする岩手県立盛岡工業高等学校の学校史『盛工九十年史』（1989年）の巻末に「教職員在職史」の欄がある。ここには、歴代校長、旧職員については、氏名、職、教材〔担当教科目か?〕、着任～転退任年月、本籍が、明治・大正期、昭和前期、昭和後期に分けて着任順に掲げられている。報告者の関心事である担当教科目を示す「教材」欄がすべて記入されているのは昭和後期つまり新学制以後の者に限られ、それ以前の時期の者にはまばらにしか記入されていない。

試みに明治・大正期の「職」の欄に注目してみると、そこに掲げられているのは、

書記、助教諭・教諭、実習教師、助教諭、校医、助教諭、教諭、教諭心得、教諭・舎監、助教諭兼書記、実習助手、教師嘱託、実習教師、助教諭心得、技術員、配属将校、実習助手・教諭、などである（名簿に記載された順に拾いあげた）。これらの職名は、昭和前期もほぼ同じである。他の県の工業学校に見られた「助手」「工手」などの職名は見えない。

なお、昭和後期すなわち新学制になってからの教職関係の職名は、大部分の者が教諭で、それ以外には、実習助手と非常勤講師が見えるに過ぎない。

前述の公立私立実業学校教員資格に関する規程によれば資格ある教員は「教諭」「助教諭」のみであるから、それ以外の教諭心得、助教諭心得、実習教師、実習助手など多様な職名の者が授業を担当していたことが分かる。教諭以外の職名が多様であるのは、おそら

く県あるいは学校独自に設定したためであろうと推測される。これらのうち職名から実習指導（のみ）を担当していたと推測されるのは、「実習教師」「実習助手」である。このうち「実習助手」については、2～3年と勤続年数の短い者が多いことも注目される。これは前記の宮城県立工業学校の「助手」の場合と似ている。なお上記のうち「実習助手・教諭」とされている者は、戦前に「実習助手」として勤務し、戦後に「教諭」として勤務した者である。こうしてここからは、少なくとも、旧学制時代の実業学校では教諭以外の職名の者が実習指導を担当していたことが分かる。

しかし気に掛かるのは、この学校の場合、明治期から「実習助手」なる職名があったように記載されていることである。他の職名だったかも知れない職名を『九十年史』編纂の際に現在の職名である「実習助手」に統一してしまった疑いをぬぐい去ることはできない。

二、無資格者の実業学校教員資格取得への道——「実習指導教員等」の位置づけを中心に

(1)「実業学校教員検定ニ関スル規程」の制定

実業学校教員については、中等教員（師範学校中学校高等女学校教員）とは異なり、資格を認可するシステムを採用してきたが、1922（大正11）年1月24日文部省令第4号「実業学校教員検定ニ関スル規程」の制定により初めて検定により教員免許状を授与する道が制度化された。

こうして実業学校における無資格の教員あるいは無資格の雇用員は、終生そのまま勤務していたのではなく、「規程」による検定により、正規の教員免許状を取得する道が開かれた。

実業学校教員検定ニ関スル規程

第一条 実業学校教員検定ハ受検者ノ学力、性行及身体ニ就キ之ヲ行フ

[第二条、第三条、第四条 省略]

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ試験検定ヲ受クルコトヲ得

- 一 実業学校又ハ実業補修学校教員養成所ヲ卒業シタル者
- 二 中学校、高等女学校、高等女学校実科又ハ実科高等女学校ヲ卒業シタル者
- 三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定ニ合格シタル者
- 四 専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ専門学校入学ニ関シ指定ヲ受ケタル者
- 五 徴兵令第十三条又ハ文官任用令第六条ニ依リ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタル者
- 六 小学校本科正教員、尋常小学校本科正教員、小学校専科正教員又ハ小学校准教員ノ免許状ヲ有スル者

[以下省略]

第六条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ第三号又ハ第四号ニ該当スル者ハ実習科目ノ検定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得

- 一 相当ノ学歴ヲ有シ実業学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者
- 二 実業補修学校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教諭ノ職ニ在リ且検定ヲ受ケムトスル

- 学科目ノ教授ヲ担任シ成績優良ナル者
- 三 実業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ニ関スル実地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者
- 四 五年以上実地ノ経験ヲ有シ実業学校ニ於テ三年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者

[第七条以下省略]

第九条 本令中実業学校ニハ実業補習学校ヲ包含セス

このうち第六条は、実業学校教員に特有のものとして注目される。①一号、二号は無資格者の教職の在職経験による無試験検定である。②三号、四号は、無資格者に対して実習科目についてのみの教員免許状を授与するための無試験検定である。そのいずれも学歴を問わない点に重要な特徴がある。とくにこの三号、四号による無試験検定が本報告の主題である実業学校の実習に関する科目の教員（実習教員）の資格を取得する道である。

(2) 実業学校教員検定の検定の実施科目——とくに実習科目について

「実業学校教員検定ニ関スル規程」が制定された同じ1922（大正11）年の8月4日に、文部省告示第512号により「実業学校教員検定ニ関スル規程第二条ニ依リ無試験検定ヲ為スヘキ学科目ヲ定ムルコト左ノ如シ」として、工業ノ部43科目、農業ノ部11科目、商業ノ部9科目、商船ノ部5科目、水産ノ部7科目が定められた。

本報告の課題に即してみれば、機械 電気 土木 建築 採鉱 冶金 応用化学 窯業 紡績 色染 図案 印刷工芸 木材工芸 金属工芸のような包括的な検定科目とは別に、「工業ノ部」を例にとれば、「機械仕上実習」「鍛工実習」「鑄工実習」「木型実習」「造船実習」「電気工作実習」「電気取扱実習」「大工実習」「塗工実習」「測量実習」「採鉱実習」「冶金実習」「分析実習」「窯業実習」「鍍金実習」「織物実習」「色染実習」「紡績実習」「製版実習」「印刷実習」「家具実習」「挽物実習」「彫金実習」「鑄金実習」「鍛金実習」「休漆実習」「描金実習」「木地実習」「彫塑実習」などのように、細分化された多数の分野の実習のみに関する検定科目が設定されていることが注目される [注]。この方式は農業、商業、商船、水産のすべてに共通している。

[注] この「無試験検定ヲ為スヘキ学科目」には、その後、「建築製図実習」「機械製図実習」が加えられた。

これらの科目の内容はいずれも、実業専門学校などの学校では習得するとが困難で、実技経験を通して熟達できるとみられるものである。

前述の足利工業学校において、「免許」の学歴で実習指導について教諭の資格で任用されていたのは、この無試験検定で免許状を取得した者と推測される。

(3) 実業学校教員検定の無試験検定許可学校等の拡充

「実業学校教員検定ニ関スル規程」には制定後に幾度かの改正がある。

ここでは、実習科目の検定についてのみのべる。

すなわち、1940（昭和15）年10月12日文部省告示第569号により、「第三号又ハ第四号」とあった実習科目に限る指定を「第三号、第四号又ハ第七号」と改め、第七号として「文部大臣ノ指定シタル者」が追加された。この第七号は実習科目担当教員の無試験検定の受験資格を広げたものであった。

この規定が加えられた同じ日に、文部省告示第 569 号により、文部大臣指定の第 1 号が「大正 15 年 1 月文部省令第 4 号実業学校教員検定ニ関スル規程第 6 条第 7 号ニ依リ指定スルコト左ノ如シ」として、「東京高等工芸学校実習指導員養成科*ヲ修了シ実業学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ三年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者」が指定された。

* 1937 (昭和 12) 年 8 月 26 日文部省令第 31 号により設置された。

これにより、この科の修了生はまず無資格の実習指導員として雇用され、3 年以上の経験を積んでから無試験検定により実習担当の教員免許状を取得できるわけである。

前述の足利工業学校において「工業実習教員養成所卒」の学歴で実習指導について講師の資格で任用されていたのは、この施設の卒業者であったと推測される。なおこの後、この条項により商工省の機械技術員養成所などが相次いで指定される。

(4) 無試験検定の実態

実業学校教員検定の無試験検定は、申請した文書のみにより検定される。この検定は、申請後、合否が決定されるまでに数ヶ月、場合によっては一カ年を要するといわれた。

実業学校教員検定の無試験検定により学科目ごとの受験者、合格者の数は、ここでは省略するが、毎年『文部省年報』に記載されている。それによれば、合格率はかなり高いが、受験者全員が合格するわけではなかった。1924 (大正 13) 年から 1940 (昭和 15) 年までの期間について機械科関係の実習を例にとれば、「機械仕上実習」の受験者は 189 名で合格者は 156 名、その合格率は 82.6 %、同じ期間の「鍛工実習」の受験者は 58 名で合格者は 45 名、その合格率は 77.6 % であった。また比較的受験者の多かった「大工実習」では、受験者は 119 名で合格者は 102 名、その合格率は 85.7 % であった。

(5) 1943年改革にともなう実習指導教員の位置づけの変化

①実習に関する教員の配置

1943 年の中等学校令 (= 実業学校令の廃止) により新たに制定された「実業学校規程」(1943 年 3 月 2 日文部省令第 4 号) は、実業学校の教員定数を次のように規定した。

第 32 条 教員ノ数ハ四学級以下ノ学校ニ在リテハ一学級毎ニ三人以上トシ四学級以上一学級加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ増加スベシ但シ一学級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネズ又他ノ職ヨリ兼ネザルコトヲ要ス

前項ノ教員数ノ外農業学校、工業学校、水産学校及拓殖学校ニ在リテハ一学科ヲ置クモノニ付テハ二人以上、二学科以上一学科ヲ加フル毎ニ一人 (工業学校ニ在リテハ二人) 以上ヲ増加スベシ

前二項ノ教員数ノ外実習ニ付キ相当数ノ教員ヲ置クベシ

通例の「教員数」以外の、この第 32 条第 3 項にみえる「実習」を担当する「教員」がいわゆる実習教員だったと推測される。しかし、この規定にいう実習教員が実習に関する教員免許状を有する者のみをさすのか、実習免許状を持つに至る前段階の職種であった「助手」「工手」等の実習指導要員をふくんでいるのかは明らかでない。

②1943年改革による実習科目の無試験検定の位置づけの変化

実業学校教員の免許状の授与方式は大筋において中等教員免許状のそれとは独立に扱われてきたが、1943 年改革により実業学校が中等学校の一つとして位置づけられたこととともない、実業学校教員の免許状も中等学校の教員免許状として組み込まれるに至った。

ところがその際に、実習科目担当の教員の位置づけが教員免許状とは別個の扱いとされるに至ったことが注目される。

すなわちこの実習教員については、1943（昭和 18）年 4 月 23 日 文部省告示第 500 号「明治 33 年 文部省令第 15 号 教員免許状ヲ有セサル者ヲ教員ニ採用ノ件 第 2 条 第三号ニ依リ指定スルコト左ノ如シ」として、以下のように指定された。

一 実業学校教員タルヲ得ル者左ノ如シ

[元官公立実業専門学校卒業者など多数が列挙されているが省略]

二 実業学校ノ実習教授ヲ担任スル教員タルヲ得ル者左ノ如シ

東京工業専門学校工業学校実習指導員養成科（元東京高等工芸学校工業実習指導員養成科）ヲ修了シ実業学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ一年以上同一教科及科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者

[次の項省略]

五年以上ノ実地経験ヲ有シ実業学校ニ於テ二年以上同一教科及科目ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者

この告示の内容の「一」は、実質的に、従来の「公立私立実業学校教員タルコトヲ得ル者ノ指定」に当たり、内容に特段の変化はなく、制定以来の指定が一括して整理されているに過ぎないといえよう。

しかし、従来の「二」とされていた「実業学校ノ予科ノ学科目ヲ担任スル教員及甲種程度ノ実業学校ヨリ低度ノ実業学校ノ教員タルヲ得ル者」の項に代わって、従来は別の項目で規定されていた実習（のみ）を担当する教員の資格がここに位置づけられた。

この指定によれば、「二」の実習担当教員は、従来は無試験検定により免許状を取得できたのに対し、免許状を有しない（で実業学校教員として認可された）者とされ、いわば 1922 年以前の旧に復したように思われる。

ところが、1947（昭和 22）年、1948（23）年の『文部省年報』には、中等学校教員免許状授与者とは別項目として、無試験検定による「実業学校教員免許状授与者数」が掲げられている（ここでは省略する）。1941 年から 1946 年までのデータがないなどの事情で推測の域をでないが、「実業学校教員検定ニ関スル規程」は、「中学校高等女学校教員検定規程」と同じく、1947 年 5 月 23 日 文部省令第 11 号 学校教育法施行規則の第 82 条により廃止されるまで存続したので、この間も（いわばおそらく経過措置として）無試験検定による実業学校教員免許状授与は実施され、上述の告示にもかかわらず、実習科目の教員免許状も授与されていたと思われる。この間の事情についてはさらに解明の必要がある。

三 新学制の高等学校における実習助手への転換

(1) 新学制の教育職員免許法体制への転換

1947 年 4 月に学校教育法が施行され、新学制が発足すると、その学制改革の一環として 1949 年に教育職員免許法（昭和 24 年 5 月 31 日 法律第 147 号）が成立し（施行は同年 9 月 1 日）、それぞれ学校種別ごとに別個に定められていた教員免許状の制度が統一された。旧学制による教員免許状や教員資格の切替については、教育職員免許法施行法（昭和 24 年 5 月 31 日 法律第 148 号）が制定された。旧製の教員免許状や教員資格は、1949 年に始まった認定講習受講などのいわゆる移行措置を経て、新しい免許状に切替られた。

(2) 実業学校教員資格における階層性の継承と断絶

旧学制の下での資格・免許状制度を新学制下の免許状制度と比較した場合の論点の一つは、実業学校の教員資格に見られた階層性は継承されたのか否かである。

①この点を戦後の職業学科担当教員の資格に関する表3について見ると、かなりの部分で継承されたように思われる。すなわちこの転換の中で、「実習」に関する教員資格をもっていた教員は新免許法の「工業実習」「農業実習」等の実習にかかわる教諭あるいは助教諭の教員免許状に切替られたと推測される〔注〕。なお実習教諭、実習助教諭とは別に「助手」「雇用人」「その他」などの範疇に区分される者が存在したことも確認される。

〔注〕吉川吉之助編『新旧法令対照 教育職員免許制度の研究』（1952年）を参照。

表3 実習職員の課程別・職種別構成比（1954年）

区分	実習教諭	実習助教諭	助手	雇用人	その他	計
農業	7%	3%	57%	29%	4%	100%
工業	27	7	54	5	7	100%
商業	22	7	41	3	27	100%
水産	11	2	44	34	9	100%
家庭	8	11	59	2	20	100%

出典) 文部省『産業教育七十年史』1094頁による。

②また、表3の実習職員の学歴別内訳は表4の如くであった。(農業、商業、水産、家庭については省略する。)

表4 実習職員の課程別・職種別・学歴構成比（1954年）

区 分	実習教諭	実習助教諭	助手	雇用人	その他
工 義務教育その他	38%	42%	38%	63%	42%
中等教育	52	54	59	36	41
業 大学高専	10	4	3	1	17
合 計	100	100	100	100	100

(注)「義務教育その他」は小学校・高等小学校・新制中学校その他。

「中等教育」は、甲乙実業学校・旧制中学校女学校・新制高等学校。

「大学高専」は、専門学校、旧制大学、短期大学、新制大学。

出典) 文部省『産業教育七十年史』1095頁による。

教育職員免許法には「実習教諭」あるいは「実習助教諭」という免許状は存在しないから、ここでいう「実習教諭」とは「工業実習」「農業実習」「商業実習」「水産実習」等の実習に関する科目の教諭免許状をもつ者を指していたと思われる。またここで、比率に多少の差があるとはいえ、「実習教諭」あるいは「実習助教諭」にさえ「義務教育その他」「中等教育」など学歴の低い者が存在していることも、旧学制下の「実習教員」が継承されていたことを示唆している。

③新学制の「高等学校設置基準」に掲げられた「実習助手」でなく、たんに「助手」とされていること、「雇用人」なる項目があることは、旧学制下の雇用形態が継承されていたことを示唆している。

④なお、新教育職員免許法体制への転換を法制面でみた重要事項の一つは、1949年に制定された当初の教育職員免許法には、検定により「工業実習」「農業実習」等の実習に

かかわる教諭あるいは助教諭の教員免許状を取得する道も記載されていたにもかかわらず、その実施方法が空欄だったことである。かくて新学制の成立により、職業高校実習助手から教員免許状を取得することができなくなり、教諭への任用替の道は閉ざされた。

小括

本報告は、工業学校を例として、実業学校における実習指導を担当していた教職員の実態の一端を解明したものである。それによると、工業学校において実習指導を担当していた教職員は、第一に、高等工業学校卒などの学歴により認可され、あるいは教員免許状を取得した通常の実業学校教員であった。彼らは、多くの場合、講義中心の学科目と同時に実習指導をも担当していたことが分かる。

第二に、実業学校教員として認可を得て実習（のみ）を指導していた者、1922（大正 11）年の実業学校教員検定規程により、機械実習、電気工作実習などの実習に限定した学科目に関する実業学校教員免許状を授与された者であった。

第三に、実業学校には、上記以外の、「実習講師」「助手」「模範職工」「工手」などの名称の雇用員の身分で実習を指導していた者が少なくなかった。しかしこれらは法制上の職種ではなく、その呼称は区々であった。実習指導を担当していた教職員のこのような複雑な構成は、戦後の実習教員のあり方〔注〕に影を落としているといえることができる。

〔注〕工業学校以外の実業学校の実習指導の要員、戦後の高等学校の「実習助手」制度の特質とその成立過程及び成立後の変遷、実習助手から「～実習」の教員免許状取得の道が開かれて以後の諸事情については、別の機会に検討したい。とりあえずは、拙稿「高校職業学科における実習助手制度の歴史——その形成過程を中心に」（愛知大学短期大学部『研究論集』第 24 号、2001 年 12 月）、佐藤史人「高校工業科の実習助手配置の歴史的変遷——A 県 N 工業高校の事例に即して」『技術教育研究』第 59 号（2002 年 1 月、52～58 頁）などを参照。

〔付記〕本稿は、2003 年 10 月 19 日の日本産業教育学会第 44 回大会（於千葉大学）における発表を補正したものである。

〔謝辞〕この報告をまとめるについては、伊藤一雄、井上恵美子、井上えり子、坂口謙一、横山悦生、丸井美穂子の諸氏にお世話になった。記して謝意を表する。